

相模原市監査委員公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年10月4日に実施した市民局の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年10月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

2 監査の日程

平成29年5月29日から10月4日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年10月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>区政支援課が締結した委託料に関する契約について、次のような事例が見られた。</p> <p>(1)再委託を行う場合の事前承諾について</p> <p>「中央区統合端末移設作業委託」ほか4件の契約において、契約相手方は業務の一部を第三者に再委託していたが、契約関係書類には再委託に関する規定が設けられておらず、市の承諾がないまま再委託が行われていた。</p> <p>また、「戸籍情報システムプログラムプロダクト保守委託」の契約書約款では、業務の一部を再委託する場合は、契約相手方はあらかじめ書面により届出し、市の承認を受けるとされているが、契約相手方からの届出や市の承認について確認できなかった。</p> <p>委託業務の再委託に関しては、「入札・契約事務の適正執行について」(平成28年3月28日付け契約課長通知)において、委託業務の一部を再委託する場合は、必ず発注者の書面による承</p>	<p>平成29年5月29日から10月4日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>再委託が想定される契約及び個人情報を取り扱う契約については、契約金額にかかわらず全て契約書の形式で契約を行い、再委託契約及び個人情報の取扱いについて規定を記載することとしました。</p> <p>また、支出負担行為起案時に添付する「契約書作成チェックリスト」に再委託についての確認項目を追加し、必ず複数人で再委託の有無、契約書への記載及び事前承認について確認を行うこととしました。</p> <p>これらを的確に実施するため、契約上、市への提出が必要な書類に係る「提出書類チェックリスト」を新規に作成し、あらかじめ必要項目の確認を行うとともに、業務開始前までに当該リストに記載された項目について、提</p>

諾を得る旨を条文中に盛り込むよう、契約書の記載例が示されている。

また、ガイドラインでは、再委託を行う必要性や業務の範囲等を委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査するよう努めなければならないとされている。

今後は、業務の一部を再委託する場合の事前承諾を徹底するため、契約関係書類の記載内容や契約に基づく書類の提出について確認体制を見直すなど、適正に契約事務を執行されたい。

(2) 個人情報の取扱いに関する措置について

「戸籍情報システムプログラムプロダクト保守委託」において、契約書の特記事項には、契約相手方は個人情報の取扱いに係る作業責任者等について、業務の着手前に書面により報告しなければならないと規定されているが、市への報告がないまま委託業務が行われていた。

今後は、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、提出書類の確認体制を見直すなど、適正に契約事務を執行されたい。

【区政支援課】

出の有無、内容の確認を行い、事務処理の記録を残すこととしました。

今後につきましては、「入札・契約事務の適正執行について」(契約課長通知)を踏まえ、書類の提出漏れ等がないよう、課内での注意喚起や契約事務についての認識の共有を徹底し、事務を適正に執行してまいります。

なお、「戸籍情報システムプログラムプロダクト保守委託」については、本年度から情報政策課へ移管していることから、本取扱いについて遺漏のないよう引継ぎを行いました。

【区政支援課】

1 監査対象事務

消費生活相談事業について

2 監査の日程

平成29年5月29日から10月4日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年10月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>今回、消費生活相談業務の実施状況や関係機関との連携、消費者に対する啓発など、消費生活相談事業における取組について監査を行ったが、次の事項を除き特段の問題は見られなかった。</p> <p>(1) 費用弁償(旅費)の支給事務について</p> <p>消費生活相談員の平成29年3月分の費用弁償(旅費)を調査したところ、転居により住所が変更されていた消費生活相談員が出張先から直帰した旅費について、転居前の最寄り駅を基に算定したことにより過大に支給していた事例が見られた。今後、旅費の支給に当たっては、事務処理体制を見直すなど適正に事務を執行されたい。</p> <p>【消費生活総合センター】</p>	<p>平成29年5月29日から10月4日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ご指摘のありました出張については、庶務担当者が出張者の転居による経路変更があったにもかかわらず新たな出張命令票を作成せず、転居前に作成した出張命令票を引用し、その後における財務担当者を含めた確認行為及び決裁処理においても、変更に係る照合をすることなく進めてしまったため、誤った旅費の支給を行ってしまったものです。</p> <p>この誤支給については、戻入処理の手続きを行い、平成29年8月31日付けで返金されたことを確認いたしました。</p> <p>今後は、出張命令簿の簿冊に出張命令作成時の確認項目表を貼付して、チェックすべき項目を可視化するとともに、通勤経路の変更があった場合に</p>

は、該当者の出張命令簿に変更内容を明記しておくことで、庶務担当者及び決裁者がチェックできるようにして、経路の確認を徹底いたします。

また、出張命令簿への転記にあたり、交通費算定のために作成済みの出張命令票を引用する際には、庶務担当者が実際の経路について出張者に確認し、出張命令簿の備考欄に記載した確認番号の再度のチェックを行なうことで再発防止を徹底してまいります。

【消費生活総合センター】